

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大									
基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 1 市 の 政 策 ・ 方 針 決 定 過 程 へ の 女 性 の 参 画 の 拡 大	1	審議会委員選任の際の事前協議		審議会委員の女性委員の割合が40%以上となるよう、審議会委員の選任に当たり、男女共同参画課への事前協議を徹底する。	審議会委員の女性委員の割合が40%を下回る場合は、審議会等の運営等に関する要領に基づき、審議会所管課から男女共同参画課へ事前協議を行うこととしている。 事前協議書には、女性委員の割合を40%以上とするための所管課の取組方針を記載させた。さらに、男女共同参画課から、所管課が団体等へ委員の推薦依頼をする際の女性委員の推薦を検討してもらうための文例を、所管課へ送付し、団体等に女性委員推薦の働き掛けを行うよう指導した。 また、本市の部長級職員で構成される全庁連絡調整会議において、委員改選時等の機会に、積極的に女性委員の選任に取り組むよう依頼を行った。	継続		審議会委員の女性委員の割合が40%を下回る場合は、審議会等の運営等に関する要領に基づき、審議会所管課から男女共同参画課へ事前協議を行うこととしている。 事前協議書には、女性委員の割合を40%以上とするための所管課の取組方針を記載させることで、状況を確認する。さらに、男女共同参画課から、所管課が団体等へ委員の推薦を依頼する際の女性委員の推薦を検討してもらうための文例を所管課へ送付し、団体等に女性委員推薦の働き掛けを行うよう指導する。 また、幹部職員が出席する会議において、所管課へ女性委員の選任依頼を継続して行う。 さらに、女性委員の選任率が40%に達していない審議会を一覧で抽出し、該当の所管課に直接依頼を行う。	市民局男女共同参画課
	2	男女共同参画啓発リーフレットの作成	※	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	作成部数：12,000部	継続		作成部数：12,000部	市民局男女共同参画課
	3	広島市農業委員会委員（農業委員）への女性登用に係る啓発		女性委員の割合が30%を超えるよう、農業委員の選任に当たり、現職の農業委員に女性登用への理解を深める研修を行う。	農業委員の任期は3年（現行の任期：令和4年6月17日～令和7年6月16日）となっているため、令和5年度は実施しなかった。 （令和4年8月5日に「農業委員への女性登用」についての研修を実施。）	継続		農業委員を募集する案内文やホームページにおいて、多様な人材（女性委員を含む。）の積極的な参加を呼び掛ける。	経済観光局農政課
	4	市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大		女性職員のライン職への配置や職域の拡大を図る。	管理職に占める女性の比率は17.5%（令和6年4月1日時点）になった。	継続		引き続き、女性職員のライン職への配置や職域の拡大を図る。	企画総務局人事課
	5	市の女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置		女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置を図る。	女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置を図った。	継続		引き続き、女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置を図る。	企画総務局人事課
	6	先輩女性職員との交流の場づくり		女性職員に対し、先輩女性職員との交流の場を設定する。	ロールモデルとなる女性職員との交流会を開催した。 ・開催回数：43回、参加者数：27人	継続		引き続き、ロールモデルとなる女性職員との交流会を開催する。	企画総務局人事課
	7	市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施		市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修を行う。	・自治大学校「第1部・2部特別課程45期」 2人 ・市町村アカデミー「管理職を目指すステップアップ講座」 1人 ・国際文化アカデミー「女性リーダーのためのマネジメント研修」 1人	継続		・自治大学校「第1部・2部特別課程47期」 2人 ・市町村アカデミー「管理職を目指すステップアップ講座」 1人 ・国際文化アカデミー「女性リーダーのためのマネジメント研修」 1人	企画総務局人事課 企画総務局研修センター
	8	ダイバーシティに関する職員研修の実施		性別による固定化された役割分担意識の改革のみならず、多様性の受容に向けて、基本研修（階層別研修）において、ダイバーシティに関する研修を行う。	・中堅職員研修 365人 ・新任課長補佐級職員研修 163人	継続		・中堅職員研修 440人程度 ・新任課長補佐級職員研修 160人程度	企画総務局研修センター
	9	市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施		職員が自らの能力や適性について見つめ直し、将来のキャリアをデザインする研修を行い、職員の自律的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図る。 また、職員のキャリアデザインを支援するため、人事評価者を対象に、職員のキャリア開発の必要性や部下のキャリア開発支援についての理解を深める研修を行う。	・女性職員活躍推進講座Ⅰ（対象：中堅職員～係長級職員） 36人 ・女性職員活躍推進講座Ⅱ（対象：女性職員（在級4年以上の課長補佐級職員）） 28人 ・人事評価者向けキャリア開発支援講座（対象：人事評価者） 89人	継続	（研修科目の統合等） ・「女性職員活躍支援講座Ⅰ」を「キャリア形成支援講座Ⅰ」に統合。 ・「人事評価者向けキャリア開発支援講座」を「ライン職支援講座」に統合。	・キャリア形成支援講座Ⅰ（本年度に30歳になる行政事務・技術の職員）200人程度 ・女性職員活躍推進講座（対象：女性職員（在級4年以上の課長補佐級職員）） 30人程度 ・ライン職支援講座（対象：人事評価者）100人程度	企画総務局研修センター
	10	学校における女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施		女性が働きやすい職場環境づくりのための子育て支援プラン説明会を実施する。	3月に育児休業復帰前講座を開催した。 ・参加者数：71人	継続		・3月に育児休業復帰前講座を開催予定 ・例年、約65人程度が参加	教育委員会教職員課
	11	市の女性教員の国等への派遣研修の実施		市の女性教員の国等への派遣研修を行う。	・文部科学省教職員等中央研修派遣 14人 ・教育センター教員長期研修派遣 1人	継続		・文部科学省教職員等中央研修派遣予定 ・教育センター教員長期研修派遣1人予定	教育委員会教職員課

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 2 市 の 関 係 団 体 な ど に お け る 方 針 決 定 過 程 等 へ の 女 性 の 参 画 の 促 進	1	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	2	補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働き掛け		市が補助金を交付する団体に対し、積極的に女性登用を推進することについて直接的な啓発等による働き掛けを行う。	・実績なし	継続		補助金交付団体において役員への女性の登用を促進 するよう、補助金の交付を所管する関係課に対し依頼文 書を発出し、関係課から団体に対して役員への女性登 用を働き掛けるよう依頼する。 (令和6年7月実施済、令和7年2月実施予定。)	市民局男女共同参画課
	3	男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・女性管理職ホッポネでトーク座談会 実施回数：1回 参加者数：11人 ・働く女性のためのキャリアアップセミナー 実施回数：2回 参加者数：31人	継続		・実施回数：3回	市民局男女共同参画課
	4	広島市女性団体連絡会議補助		広島市女性団体連絡会議の取組を支援し、その活動が一層活性化するよう、補助を行う。	・補助団体数：1団体 ・構成団体・グループ数：11団体	継続		・補助団体数：1団体 ・構成団体・グループ数：11団体	市民局男女共同参画課
基本 施策 3 防 災 ・ 復 興 に お け る 女 性 の 参 画 の 拡 大	1	女性地域防災リーダーの養成		女性地域防災リーダーの養成を促進する。	地域防災リーダーを募集している防災士養成講座のホームページにおいて、女性の積極的な受講を呼びかけた。また、学区自主防災会連合会長に対し、女性の積極的な推薦を依頼した。 加えて、女性防災士ワーキンググループを実施し、女性地域防災リーダーの養成に向けたディスカッションを行った。 ・令和5年度防災士資格新規取得者数(女性)：44人	継続		引き続き、地域防災リーダーを募集している防災士養成講座のホームページにおいて、女性の積極的な受講を呼びかける。また、学区自主防災会連合会長に対し、女性の積極的な推薦を依頼する。	危機管理室災害予防課
	2	男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・男女共同参画の視点からの防災講座「文化の多様性と防災～異なる背景や視点をもつことを地域の強みにしよう！～」 実施回数：1回 参加者数：17人	継続		・実施回数：1回	市民局男女共同参画課
	3	男女共同参画の視点に立った避難所運営の支援		避難所を開設した際、女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアルのひな形を地域に提示した。	継続		引き続き、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアルのひな形を地域に提示する。	危機管理室災害予防課 市民局男女共同参画課
	4	女性消防団員の育成・支援		各種研修や訓練への積極的な参加を促し、女性消防団員の育成・支援を行う。	・全国女性消防団員活性化大会への派遣：1人 ・女性消防団員リーダー会議への出席：2人 ・女性消防団員研修：38人 ・女性消防団員活性化研修会：55人	継続		・全国女性消防団員活性化大会への派遣：1人 ・女性消防団員リーダー会議への出席：2人 ・女性消防団員研修：48人 ・女性消防団員活性化研修会：40人	消防局消防団室

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 1 働く場 における 男女共同 参画の 推進	1	事業所等への情報提供サイトの運営	※	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、先進事業所の取組事例や取組の参考となる情報をホームページを活用して提供する。	セミナーに参加した企業の取組事例や本市における女性活躍・男性の育児休業取得の取組を記載した取組事例集をホームページに掲載し、事業所における男女共同参画の取組の推進を図った。	継続		セミナーに参加した企業の取組事例や本市における女性活躍・男性の育児休業取得の取組を記載した取組事例集をホームページに掲載し、事業所における男女共同参画の取組の推進を図る。	市民局男女共同参画課
	2	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	※	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、広島市内に本社を有する常時雇用する労働者数100人以下の企業の経営者・管理職等を対象に、働きやすい職場づくりに関する研修会及び個別相談会や無料相談、コンサルティング経費の補助等を行い、良質な職場環境づくりを推進する。	＜研修会及び個別相談会＞ 広島市内に本社を有する常時雇用する労働者数100人以下の企業の経営者・管理職等を対象に、行動計画の策定や女性活躍に関する取組の推進を支援する内容の研修会及び行動計画を確実に策定するための企業伴走型の個別相談会を実施した。 ・実施回数：研修会3回、個別相談会延べ13回 ・参加企業数：延べ34社 ＜無料相談会＞ ・参加企業数：4社 ＜コンサルティング経費の補助＞ ・実績なし	拡充	(拡充) 女性や若者のための良質な職場づくりに取り組む企業を増やすため、企業向けセミナーを開催する。 また、女性や若者の安定就労につなげるため、IT活用知識等を得る求職者向けのセミナーを開催する。 (廃止) 令和5年度まで実施していたコンサルティング経費の補助について、県において令和5年度から同様の事業が開始されたこと等を受け廃止。	＜研修会及び個別相談会＞ ・実施回数：研修会3回、個別相談会延べ15回 ・参加企業数：30社程度 ＜無料相談会＞ ・参加企業数：6社 ＜セミナー＞ ・実施回数6回(①企業向け2回、②求職者向け4回)	市民局男女共同参画課 経済観光局雇用推進課
	3	指定管理者候補選定時の加算	※	指定管理者候補者の選定の際の加算(指定管理者制度)	2指定単位の指定管理者候補者の公募において加算項目とした。	継続		指定管理者候補者の公募において、引き続き加算項目(非公募の場合は確認項目)とする(43指定単位の選定を予定)。	企画総務局行政経営課
	4	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	※	入札制度における加算(物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度)	＜物品・委託業務＞ 物品契約課入札執行分では該当無し ＜建設工事＞ 総合評価落札方式を適用した工事(28件)に対し、男女共同参画に積極的な企業を優位に評価する評価項目を設定	継続		＜物品・委託業務＞ 物品契約課入札執行分では、現時点で対象となる入札の予定無し ＜建設工事＞ 総合評価落札方式を適用する工事(約50件)に、前年度と同内容の評価項目を設定する予定	財政局物品契約課 財政局工事契約課 都市整備局技術管理課
	5	男女共同参画推進事業者の顕彰	※	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	表彰事業者：6事業者(一般表彰4者、特別表彰2者) (応募事業者：13事業者(一般表彰11者、特別表彰2者))	継続		7月8日に表彰式を実施した。 表彰事業者：2事業者(一般表彰2者) (応募事業者：13事業者(一般表彰13者、特別表彰0者))	市民局男女共同参画課
	6	事業所向け男女共同参画支援講座の開催	※	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	講師派遣：1事業者(市内事業所)	継続		講師派遣：2事業者	市民局男女共同参画課
	7	広島市中小企業融資制度(男女共同参画・子育て支援資金)	※	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	令和5年度新規貸付実績 0件 0千円	継続		次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	経済観光局産業立地推進課
	8	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備	1	指定管理者候補選定時の加點	再掲	指定管理者候補者の選定の際の加點(指定管理者制度)	(再掲)	継続		(再掲)	企画総務局行政経営課
	2	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	再掲	入札制度における加點(物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度)	(再掲)	継続		(再掲)	財政局物品契約課 財政局工事契約課 都市整備局技術管理課
	3	男女共同参画推進事業者の顕彰	再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	4	事業所等への情報提供サイトの運営	再掲	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、先進事業所の取組事例や取組の参考となる情報をホームページを活用して提供する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	5	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	再掲	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業を対象に、働きやすい職場づくりに関する研修会や無料相談、コンサルティング経費の補助等を行い、良質な職場環境づくりを推進する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課 経済観光局雇用推進課
	6	広島市中小企業融資制度(男女共同参画・子育て支援資金)	再掲	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	(再掲)	継続		(再掲)	経済観光局産業立地推進課
	7	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	8	育児休業復帰前講座の実施		職員の育児休業から円滑な復帰及び復帰後の能力発揮に資するよう、育児休業から復帰する職員を対象とした復帰前講座(内容：先輩復帰者講話、直近の市政のトピックス、事務手続の変更等の講義)を実施する。	・育児休業復帰前講座 ・開催回数：1回、参加対象者数：200人程度	継続		・育児休業復帰前講座 ・開催回数：1回、参加対象者数は未定	企画総務局人事課
	9	テレワーク利用の促進		テレワークの運用改善を行う。	テレワーク申請件数：598件(複数回申請者含む)	継続		通知の発出等によりテレワーク利用の促進を図る。	企画総務局人事課
	10	管理職によるワクワク職場宣言の実施		女性職員の活躍や全職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場を目指し、管理職がその取組を宣言する「ワクワク職場宣言」を行う。	通知の発出等により、各所属へ周知を図った。	継続		引き続き、通知の発出等により、各所属へ周知を図る。	企画総務局人事課
	11	ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する顕彰の実施		ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する顕彰を実施する。	各局・区等で実施したワーク・ライフ・バランスに資する取組を全庁掲示板へ掲載することにより、より一層の推進を図った。	継続		引き続き、各局・区等で実施するワーク・ライフ・バランスに資する取組を全庁掲示板へ掲載すること等により、より一層の推進を図る。	企画総務局人事課
	12	職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布		職員の子育て支援ハンドブックを作成・配布する。	令和5年度改訂版の職員の子育て支援ハンドブックを作成し、令和5年5月に庁内向けの電子資料室(全庁資料室)に掲載して職員へ配布した。	継続		引き続き、令和6年度改訂版の職員の子育て支援ハンドブックを作成し、庁内向けの電子資料室(全庁資料室)に掲載して職員へ配布する。	企画総務局給与課
	13	育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底		育児支援制度利用プラン(各種休暇等の利用計画)の作成・提出を徹底する。	職員の子育て支援ハンドブックや、全所属長を対象とした良好な職場づくり研修、庁内LAN全庁掲示板などにより、育児支援制度利用プランの作成・提出を繰り返し周知した。	継続		引き続き、職員の子育て支援ハンドブックや、全所属長を対象とした良好な職場づくり研修、庁内LAN全庁掲示板などにより、育児支援制度利用プランの作成・提出を繰り返し周知する。	企画総務局給与課
		(新規)男性職員の育児休業の取得促進に係る研修の実施		—	—	新規	育児休業を取得することの意義や取得しやすい職場風土を醸成することの重要性を啓発することで、男性職員に育児休業を取ることの意識付けを行うとともに、所属長や係長に、職場の雰囲気・環境づくりを積極的に行うよう働きかけ、男性職員の育児休業の取得促進を図る。	・実施回数：1回 ・対象：全ての所属長、係長、ライフステージに育児を想定している男性職員(これから子が生まれる者、3歳未満の子がいる者等)	企画総務局給与課
	14	ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施		職員の意欲を高め能力を十分に発揮できる良好な職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の研修を行う。	・ワーク・ライフ・バランス支援講座 80人 ・女性職員活躍推進講座Ⅰ(対象：中堅職員～係長級職員) 36人	継続	(研修科目の統合等) ・「女性職員活躍支援講座Ⅰ」を「キャリア形成支援講座Ⅰ」に統合。	・ワーク・ライフ・バランス支援講座 100人程度 ・キャリア形成支援講座Ⅰ(本年度に30歳になる行政事務・技術の職員)200人程度	企画総務局研修センター
	15	育児休業復帰後のキャリア形成支援に関する研修の実施		育児休業から復帰した職員を対象に、自律的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図るため、ライフステージに応じたキャリアを具体的にデザインする研修を行う。	廃止のため令和5年度実績なし	廃止	令和5年度から、ワーク・ライフ・バランス支援講座へ統合した。	—	企画総務局研修センター

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 3 男性 にと つて の男 女共 同参 画の 推 進	1	事業所向け男女共同参画支援講座の開催	再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	2	男女共同参画推進センターにおける男性のためのなんでも相談の実施	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、毎週水曜日夜間、土曜日午後に電話相談を実施した。 相談件数：211件	継続		引き続き、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、毎週水曜日夜間、土曜日午後に電話相談を実施する。	市民局男女共同参画課
	3	男性の地域活動・家庭生活等への参画支援事業		男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、子どもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。	作成部数：15,000部	継続		作成部数：15,000部	市民局男女共同参画課
	4	家族介護教室の開催		高齢者を介護している家族等が、介護の方法や介護者の健康づくり等の知識と技術を得ることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、介護家族等のリフレッシュ事業を併せて行う。	・家族介護教室：43回 ・家族介護者交流会：7回	継続		令和5年度と同様、開催回数を各区原則5回以上とする。また、令和5年度に7区(1区は中止)で開催した家族介護者交流会についても、引き続き実施する。	健康福祉局高齢福祉課
	5	パパとママの育児教室の開催		初妊婦とその配偶者を対象に、夫婦が協力して子育てを行うために、夫婦関係、父親・母親の役割や子育て全般についての教室を開催する。	開催回数：34回	拡充	教室の市民需要の高まりなどから、実施回数の増(5年度)34回 ⇒ (6年度)51回	開催回数：51回	こども未来局こども青少年支援部
基本 施策 4 子育 てや 介護 等の 支援 の充 実	1	民間保育園整備補助		私立保育園の新設や増築、幼稚園の認定こども園化等の施設整備に対して補助を行う。	認定こども園の分園整備：1施設、幼稚園の認定こども園化：1施設	継続		保育園の改築整備：1施設	こども未来局幼保給付課
	2	延長保育		保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常(昼間)保育の後、1時間、2時間、又は4時間の保育を行う。	(公立)1時間延長：36施設 (私立)1時間延長：127施設、2時間延長：19施設、4時間延長：1施設	継続		(公立)1時間延長：36施設 (私立)1時間延長：130施設、2時間延長：17施設	こども未来局幼保企画課 こども未来局幼保給付課
	3	ファミリー・サポート・センター事業		子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)を会員登録し、会員同士による地域における子育ての相互援助活動を行うため、組織的に調整等を実施するファミリー・サポート・センターを設け、子育て支援を図る。	援助活動件数：7,285件 (令和元年～令和3年度実績の平均)	継続		引き続き、援助活動を行う。	こども未来局こども青少年支援部
	4	放課後児童クラブの運営		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	277クラスで実施	継続		280クラスで実施	こども未来局放課後対策課
	5	民間放課後児童クラブ運営費等補助		学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行う。	85クラスで実施	継続		86クラスで実施	こども未来局放課後対策課
	6	はじめての子育て応援事業		初妊婦及びその夫が安心して出産、育児を行うために、保育園等において妊娠期から継続的な支援を行い、初妊婦の育児不安を解消するとともに男性の育児参加の促進を図る。	(公立)70施設にて実施 (私立)98施設にて実施	継続		(公立)70施設にて実施 (私立)117施設にて実施	こども未来局幼保企画課 こども未来局幼保給付課
	7	こども家庭センター運営(家庭児童相談事業)	※	家庭における児童養育や児童に係る家庭の人間関係に関することなど、家庭児童の福祉に関する相談指導を行うとともに、児童相談所からの指導委託ケースの助言指導、要保護児童の早期発見、児童相談所への通報等を行う。	各区地域支えあい課内に設置している。(全市で8か所)	継続		引き続き、各区地域支えあい課内に設置する。(全市で8か所) ※ R6年度より、母子保健機能と一体的な運営を行う、こども家庭センターを設置したことに伴いこども家庭相談コーナーから名称を変更するが、設置場所の変更はなし。	こども未来局こども青少年支援部
	8	地域包括支援センター運営事業	※	専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。	市内に41箇所設置し運営した。	継続		引き続き、市内に41箇所設置し運営する。	健康福祉局地域包括ケア推進課
	9	居宅介護(介護予防)サービス等の給付	※	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。	事業者が各種のサービスを提供した。	継続		引き続き、要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。	健康福祉局介護保険課

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策5 多様な就業 ニーズを踏まえた就業 支援の推進	1	男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援相談の実施	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、毎月第2土曜日に面接相談を実施した。 相談件数：1件	継続		引き続き、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、毎月第2土曜日に面接相談を実施する。	市民局男女共同参画課
	2	男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援に関する講座の開催	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・女性のための創業セミナー「夢を実現させよう！～私の強みを仕事に～」 実施回数：1回 参加者数：49人 ・Excel講座 実施回数：1回 参加者数：10人	継続		実施回数：2回	市民局男女共同参画課
	3	子育てサポートサイト「ひろまる」の運営		広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」において、子育て等に関する様々な制度や相談窓口などに関する情報を掲載する。	あんしん子育てサポートブックの発行に合わせ、3月に内容を更新した。	継続		事業の追加にあわせて随時更新する。 引き続き、あんしん子育てサポートブックの発行にあわせ、3月に内容を更新する。	こども未来局こども青少年支援部
	4	創業者向け研修会・セミナーの開催		研修会やセミナーを開催することにより、創業するために必要な知識や手続、経営に役立つ知識や支援制度の活用方法などの情報提供を行うとともに、創業予定者が経営手法等を習得できるよう支援し、その後の円滑な創業や事業運営につなげていく。	・開催回数：4回 ・参加人数：61人	継続		・開催回数：4回 ・参加人数：56人	経済観光局ものづくり支援課
	5	創業チャレンジ・ベンチャー支援事業		広島市内で創業を考えている創業意欲のある方及び市内の中小企業者(創業後3年未満)を募集し、優秀な事業計画に対して、経営、資金の両面から総合的な支援を行う。また、それに先立ち、有望な事業構想を優秀な事業計画へと具体化するため、事業計画作成支援を実施する。	・事業計画策定支援：16件 ・事業計画実行支援：15件	継続		・事業計画策定支援：21件 ・事業計画実行支援：20件	経済観光局ものづくり支援課
	6	広島市中小企業融資制度(創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金)		新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者である会社に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進することを目的とする。	令和5年度新規貸付実績 218件 860,750千円	継続		新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者である会社に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進する。	経済観光局産業立地推進課
基本 施策6 お策める男女 共同参画の少 ない分野に	1	広島市農業経営改善支援センター事業(「家族経営協定」の普及・啓発)		家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めることを支援する。	令和5年5月23日に家族経営協定調印式を開催(1農家)	継続		・対象となる農業者への家族経営協定の普及 ・家族経営協定締結農家の実情に合わせた家族経営協定調印式の開催	経済観光局農政課
	2	「まかせんさい」広島市女性農業者の活動支援		広島市が認定した女性農業者の活動支援を行う。	女性農業者の会が開催する研修会(1回開催、参加者7名)における、6次産業化に資する料理実習に係る講師の派遣等	継続		女性農業者の会が開催する研修会への講師の派遣等	経済観光局農政課
	3	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	4	男女共同参画推進事業者の顕彰	再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	1	母子・父子自立支援員による相談	※	各区に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦を対象に、生活全般の相談に応じる。	各区福祉課に配置(全市で10名)	拡充	中区・西区において1人ずつ増員	各区福祉課に配置(全市で12人)	こども未来局こども青少年支援部
	2	こども家庭センター運営(家庭児童相談事業)	再掲	家庭における児童養育や児童に係る家庭の人間関係に関することなど、家庭児童の福祉に関する相談指導を行うとともに、児童相談所からの指導委託ケースの助言指導、要保護児童の早期発見、児童相談所への通報等を行う。	(再掲)	継続		(再掲)	こども未来局こども青少年支援部
	3	ひとり親家庭等日常生活支援事業	※	ひとり親家庭になった直後等、日常生活を営むのに一時的に支障がある世帯に対し、家庭生活支援員が家事や保育を支援する。	・家庭生活支援員の派遣件数及び合計時間 生活援助 件数：28件 合計時間：291時間 子育て支援 件数：30件 合計時間：367時間	継続		引き続き、家庭生活支援員の派遣を行う。	こども未来局こども青少年支援部
	4	児童扶養手当の支給	※	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する。	・支給月額(児童1人の場合) 全部支給 44,140円 一部支給 44,130円から10,410円までの10円きざみ	継続		支給月額(児童1人の場合) ・全部支給 45,500円 ・一部支給 45,490円から10,740円までの10円きざみ	こども未来局こども青少年支援部
	5	母子家庭等就業支援事業	※	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就職に関する情報提供や求人開拓を行うほか、ひとり親家庭や寡婦が自立に必要な知識技能を習得する講習会やセミナーを開催する。	・パソコン講座：3回 ・サービス接遇講座：1回 ・簿記講座：2回 ・介護職員講座：4回 ・就職準備セミナー：3回	継続		・パソコン講座：3回 ・簿記講座：2回 ・介護職員講座：5回	こども未来局こども青少年支援部
	6	就労支援窓口における就労支援		全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施している。	＜就労支援窓口の開設＞ ・安芸区：木曜日の10：00～15：30 ・安芸区以外：月～金曜日の8：30～17：15 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月6日を除く。	継続		＜就労支援窓口の開設＞ ・安芸区：木曜日の10：00～15：30 ・安芸区以外：月～金曜日の8：30～17：15 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月6日を除く。	経済観光局雇用推進課
	7	生活困窮者自立相談支援事業		生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。	全区8か所のくらしサポートセンターにおいて、生活困窮者の相談に応じ、支援を行った。 令和5年度新規相談件数：2,839件	継続		生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。	健康福祉局保護自立支援課
	8	就職氷河期等支援事業における就労支援		紙屋町シャレオに就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代及び新型コロナウィルス感染症の影響により失業された方等の就労支援を実施している。	＜就労支援窓口の開設＞ 月～金曜日の10：00～19：00 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月11日から8月15日を除く。	継続		＜就労支援窓口の開設＞ 月～金曜日の10：00～19：00 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月13日から8月15日を除く。	経済観光局雇用推進課
	9	地域包括支援センター運営事業	再掲	専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。	(再掲)	継続		(再掲)	健康福祉局地域包括ケア推進課
	10	居宅介護(介護予防)サービス等の給付	再掲	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。	(再掲)	継続		(再掲)	健康福祉局介護保険課
	11	自立支援給付		障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、介護給付や訓練等給付などを行う。	事業者が各種のサービスを提供した。	継続		引き続き、事業者が各種のサービスを提供する。	健康福祉局障害自立支援課
	12	地域生活支援事業		障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。	事業者が各種のサービスを提供した。	継続		引き続き、事業者が各種のサービスを提供する。	健康福祉局障害自立支援課
	13	外国人市民向け生活情報提供事業		本市に転入する外国人向けに、日常生活に必要な行政サービスや生活関連情報をまとめた「外国人市民のための生活ガイドブック」リーフレット版を多言語(日本語併記：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語)で作成し、各区市民課・出張所、公民館などに配付する。	リーフレット作成部数：8,000部	継続		リーフレット作成部数：8,000部	市民局国際化推進課
	14	外国人相談窓口の運営		日本語の理解が十分でない外国人市民等に対して、多言語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語)で窓口や電話での相談、生活関連情報の提供、行政機関への同行通訳などを行う。	・開設日数：243日 ・対応件数：1,288件	継続		・開設日数：243日 ・対応件数：1,288件	市民局国際化推進課

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本施策1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	15	外国人市民の日本語能力向上支援事業		外国人市民が地域社会で生活していくうえで必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育コーディネーターの配置、日本語講座や日本語ボランティア養成講座等の開催を行う。	・日本語教育コーディネーターの配置：通年 ・日本語講座の開催：(春期)16人、(秋期)9人 ・日本語ボランティア養成講座：(初級)41人×1回、(中級)15人×1回、(上級)15人×1回	継続		・日本語教育コーディネーターの配置：通年 ・日本語講座の開催：(春期)15人、(秋期)15人 ・日本語ボランティア養成講座：(初級)40人×1回、(中級)20人×1回、(上級)20人×1回	市民局国際化推進課
	16	人権啓発事業	※	広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業(人権啓発キャンペーン、スポーツ組織と連携した啓発活動等)を実施する。また、市民や企業等への意識啓発のため、パンフレットやポスターを作成・配布する。	・ヒューマンフェスタ 実施時期：12月9日(後日webサイトで動画配信を行った。) 実施場所：広島駅南口地下広場、BIG FRONTひろしま ・マツダスタジアムでの啓発活動 実施回数：1回 啓発物品配布数：カーブコラボクリアホルダー2,000部、コットンバック350部 ・人権啓発リーダー養成講座 実施回数：年1回(市民向けと企業向けを隔年で実施) 参加者数：57人 ・人権啓発パンフレットの作成・配布 発行頻度：年1回 作成数：8,000部 ・人権啓発ポスターの作成・掲出等 実施回数：年1回	継続		・ヒューマンフェスタ 実施時期：12月にイベントを実施 ・マツダスタジアムでの啓発活動 実施回数：年1回 ・人権啓発リーダー養成講座 実施回数：年1回(市民向けと企業向けを隔年で実施) 実施方法：オンライン開催 ・人権啓発パンフレットの作成・配布 発行頻度：年1回 作成数(予定)：5,000部 ・人権啓発ポスターの作成・掲出等 実施回数：年1回	市民局人権啓発課
	17	パートナーシップ宣誓制度		一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係(パートナーシップ)である旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証及び受領カードを交付する。	・受領証等の作成 宣誓書を受領したことを証する受領証(A4)と行政サービス等を利用する際に提示する受領カード(一般カードサイズ)を宣誓者へ交付した。 令和5年度宣誓組数：19組 ・制度周知チラシの作成・配布 チラシを作成し、制度の周知や性的マイノリティへの理解促進を図る。区役所窓口や市関連施設、広島市に本支店がある企業等に配布した。	継続		・受領証等の作成 宣誓書を受領したことを証する受領証(A4)と行政サービス等を利用する際に提示する受領カード(一般カードサイズ)を宣誓者へ交付する。 ・制度周知チラシの作成・配布 チラシを作成し、制度の周知や性的マイノリティへの理解促進を図る。区役所窓口や市関連施設、広島市に本支店がある企業等に配布する。	市民局人権啓発課
基本施策2 持増進対策を通じた男女の健康の保持	1	妊娠・出産包括支援事業		家族等から産後の家事・育児の十分な援助が得られない者で、支援を必要とする母子を対象に、助産師による訪問支援、医療機関等での宿泊等による育児指導、ヘルパー派遣による家事・育児支援を実施する。	利用回(日)数 ・産前・産後サポート事業 645回 ・産後ケア事業 760日 ・産後ヘルパー派遣事業 970回	継続	産後ケア事業について、産後1年まで受け入れ可能な事業所の確保ができたため、令和6年度より事業対象期間を拡大(宿泊型ケア：産後6か月まで、デイケア型：産後1年まで)	利用回(日)数 ・産前・産後サポート事業 578回 ・産後ケア事業 701日 ・産後ヘルパー派遣事業 1,104回	こども未来局こども青少年支援部
	2	不妊治療費助成		次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	—	廃止	令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一連の治療について、経過措置として助成金を支給していたが、当該経過措置を令和4年度をもって終了したため。	—	こども未来局こども青少年支援部
	3	健康増進事業		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導及び助言を行うとともに、健康教室等を開催し、健康保持・増進を図る。	・健康教育：年438回 ・健康相談：年74回	継続		・健康教育：年450回 ・健康相談：年100回	健康福祉局健康推進課
	4	がん検診の実施		わが国の死亡原因の第1位であるがんに対する認識を深め、がんの早期発見・早期治療の促進を図る。	・受診率向上のためにがん検診受診券(チケット形式)の配布 ・5つのがん検診と特定健康診査の同時実施(78回)	継続		・受診率向上のためにがん検診受診券(チケット形式)の配布 ・5つのがん検診と特定健康診査の同時実施(88回予定)	健康福祉局健康推進課
殖基に本関施す策3 の浸透健康性と権生	1	男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、開館日の午前・午後及び水・木曜日の夜間に電話相談を実施した。 相談件数：3,161件	継続		引き続き、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、開館日の午前・午後及び水・木曜日の夜間に電話相談を実施する。	市民局男女共同参画課
	2	家庭訪問指導事業(家族計画指導)		産後間もない時期に、保健師、助産師が行う新生児等家庭訪問指導の際に、家族計画に関する情報提供や相談・助言等を行う。	訪問件数：5,131件	継続		訪問件数：5,449件	こども未来局こども青少年支援部

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援									
基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 1 女性 に 対 す る あ ら ゆ る 暴 力 根 絶 の た め の 認 識 の 徹 底 と 対 応	1	暴力被害相談センターの運営		暴力団等の介入や暴力が絡む債権の取立て、商品の販売など民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察署等関係機関への連絡や法律相談の紹介等を行う。	相談受付実績:31件	継続		引き続き、暴力団等の介入や暴力が絡む債権の取立て、商品の販売など民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察署等関係機関への連絡や法律相談の紹介等を行う。	市民局市民安全推進課
	2	犯罪被害者等総合相談		犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。	相談受付実績:114件	継続		引き続き、犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。	市民局市民安全推進課
	3	女性相談事業		DVセンター、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)などで、女性からの相談に応じる。	＜DVセンター＞ ・女性相談員による電話・面接相談 ・相談件数:延べ1,839件 (うちDV相談件数:1,198件) ＜広島市男女共同参画推進センター＞ ・女性のためのなんでも相談(電話相談) ・相談件数:3,161件	継続		引き続き、DVセンター、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)などで、女性からの相談に応じる。	市民局男女共同参画課
	4	「減らそう犯罪」推進事業		区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。	・防犯講習会(公民館等)70件 ・防災情報メールによる不審者情報の提供696件 ・市立中学校の犯罪被害防止等教室17件 ・各地区防犯連合会総会において、一家一事業所一点灯運動の推進広報活動の実施	継続		引き続き、区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。	市民局市民安全推進課
	5	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	※	期間中における建物のパープルライトアップを行う。チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。	・実施箇所:2箇所 ・啓発用品1,000個を配布	継続		・実施箇所:2箇所 ・啓発用品2,000個を配布	市民局男女共同参画課
	6	地域安全活動事業補助		地域住民による防犯活動等を通じて、犯罪の起こりにくい安全なまちづくり活動の推進を図るため、各防犯組合連合会と十分な連携を図り、活動を支援するため、補助を行う。	補助金交付団体:8団体	継続		補助金交付団体:8団体	市民局市民安全推進課

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実	1	DV防止啓発リーフレット等の作成		DVに対する認識の浸透、防止の徹底を図るとともに、DV相談窓口を周知するため、DV防止啓発リーフレット及びDV被害者支援携帯用カード等を作成・配付する。	作成部数：(リーフレット) 16,000部、(携帯用カード) 13,000部	継続		作成部数：(リーフレット) 16,000部、(携帯用カード) 13,000部	市民局男女共同参画課
	2	デートDV防止対策		交際相手からの暴力(デートDV)に対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のパンフレットを作成し、市内の高校1年生、大学及び短期大学等に配付する。また、啓発用のパネルをイベント等において掲出する。	・作成部数：19,500部 ・パネル展示箇所数：2箇所	継続		・作成部数：19,500部 ・パネル展示箇所数：2箇所	市民局男女共同参画課
	3	DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施		WENET主催によるDV防止対策等に関するセミナーを年一回開催(WENET補助対象事業)	参加者数：約36人	継続		参加者数：100人	市民局男女共同参画課
	4	中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成		啓発用冊子を市内の全中学校の2年生に配付し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	作成部数：13,500部	継続		作成部数：13,500部	市民局男女共同参画課
	5	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	※	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発ツールを作成し、本市のSNS(LINE、X、Facebook)に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	・DV(精神的暴力、経済的暴力)及び固定的な性別役割分担意識に係る内容の漫画(4頁×4話) ・SNSから相談機関等の情報を掲載する本市ホームページへの誘導を図った。	継続		引き続き、漫画を活用した啓発活動を実施する。	市民局男女共同参画課
	6	DV防止啓発に係る広告掲載		DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として本通商店街においてアーケード幕を掲出し、男女問わず様々な年代の市民に向けた啓発を図る。	11月に3,600mm×5,000mm(両面)のカラー幕を2週間掲出。	継続		引き続き、11月に3,600mm×5,000mm(両面)のカラー幕を2週間掲出。	市民局男女共同参画課
	7	配偶者暴力相談支援センターの運営		DV被害者の安全確保・保護、支援情報の提供、自立生活促進のための支援などを行う。	相談件数：延べ1,839件(うちDV相談件数：1,198件)	継続		引き続き、DV被害者の安全確保・保護、支援情報の提供、自立生活促進のための支援などを行う。	市民局男女共同参画課
	8	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催	※	広島市域のDV対策関係機関による情報交換、研究協議などを行うため、DV対策関係機関連絡会議を開催する。	・開催回数：1回 ・構成機関：市関係課、広島県西部こども家庭センター、広島県警察本部、広島弁護士会、法務局、民間団体(シェルター、相談機関)	継続		・開催回数：1回 ・構成機関：市関係課、広島県西部こども家庭センター、広島県警察本部、広島弁護士会、法務局、民間団体(シェルター、相談機関)	市民局男女共同参画課
	9	相談員研修会の実施		女性相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、様々な悩みを抱えるDV被害者に対するサポート技術の習得及び精神的負担の軽減を図り、もってDV被害者に対する支援の充実につなげる。	・開催回数：1回 ・参加人数：4人	継続		・開催回数：1回 ・参加人数：4人	市民局男女共同参画課
	10	窓口業務に携わる職員等への研修会の実施		窓口職員等を対象とした二次被害防止等のための研修を実施する。	・開催回数：1回 ・参加人数：37人	継続		・開催回数：1回 ・参加人数：60人	市民局男女共同参画課
	11	住民基本台帳の閲覧等の制限		閲覧申出において特別の請求がない場合は、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を抹消した閲覧リストを閲覧に供する。相手方等から支援対象者に係る住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付請求があったときは、不当な目的があるものとして請求を拒否する。また支援の必要がある関係各課への支援に関する情報提供を行う。	閲覧申出において特別の請求がない場合は、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を抹消した閲覧リストを閲覧に供した。相手方加害者等から支援対象者に係る住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付請求があったときは、不当な目的があるものとして請求を拒否した。また支援の必要がある関係各課への支援に関する情報提供を行った。	継続		引き続き、閲覧申出において特別の請求がない場合は、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を抹消した閲覧リストを閲覧に供する。相手方等から支援対象者に係る住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付請求があったときは、不当な目的があるものとして請求を拒否した。また支援の必要がある関係各課への支援に関する情報提供を行う。	企画総務局区政課
	12	民間シェルター支援		民間シェルターの運営の安定を図るため、運営費を助成する。	補助金交付団体：1団体	継続		補助金交付団体：1団体	市民局男女共同参画課
	13	犯罪被害者等見舞金支給事業		犯罪被害者等への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	・遺族見舞金：1件 ・重傷病見舞金：6件	継続		・遺族見舞金 ・重傷病見舞金	市民局市民安全推進課
	14	犯罪被害者等日常生活等支援事業		犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対して日常生活等支援に要する費用を助成する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	・家事・介護費用助成：0件 ・一時保育費用助成：0件 ・転居費用助成：1件	継続		・家事・介護費用助成 ・一時保育費用助成 ・転居費用助成	市民局市民安全推進課

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実	15	母子生活支援施設への入所措置		母子家庭の母と児童とともに施設に保護し、生活・住宅・教育・就職その他について援護する。	設置箇所数：4施設	継続		設置箇所数：4施設	こども未来局こども青少年支援部
	16	身元保証人確保対策事業		身元保証人が得られないことにより、就職や進学を選択肢が狭められたりアパート等の賃借ができない等の状況にある、施設に入所中又は退所した子どもや女性等に対し、身元保証人を確保する。	被保証人：4人	継続		被保証人：3人	こども未来局こども青少年支援部
	17	市営住宅入居に係る優遇措置の実施		市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。	優遇措置実施件数：延べ29件 一時使用許可件数：5件	継続		引き続き、市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。	都市整備局住宅政策課
	18	母子家庭等就業支援事業	再掲	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就職に関する情報提供や求人開拓を行うほか、ひとり親家庭や寡婦が自立に必要な知識技能を習得する講習会やセミナーを開催する。	(再掲)	継続		(再掲)	こども未来局こども青少年支援部
	19	児童扶養手当の支給	再掲	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する。	(再掲)	継続		(再掲)	こども未来局こども青少年支援部
	20	母子・父子自立支援員による相談	再掲	各区に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦を対象に、生活全般の相談に応じる。	(再掲)	継続		(再掲)	こども未来局こども青少年支援部
	21	こども家庭センター運営(家庭児童相談事業)	再掲	家庭における児童養育や児童に係る家庭の人間関係に関することなど、家庭児童の福祉に関する相談指導を行うとともに、児童相談所からの指導委託ケースの助言指導、要保護児童の早期発見、児童相談所への通報等を行う。	(再掲)	継続		(再掲)	こども未来局こども青少年支援部
	22	ひとり親家庭等日常生活支援事業	再掲	ひとり親家庭になった直後等、日常生活を営むのに一時的に支障がある世帯に対し、家庭生活支援員が家事や保育を支援する。	(再掲)	継続		(再掲)	こども未来局こども青少年支援部
	23	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催	再掲	広島市域のDV対策関係機関による情報交換、研究協議などを行うため、DV対策関係機関連絡会議を開催する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	24	要保護児童対策地域協議会の開催		要保護児童の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報や支援の内容等について、関係機関において情報交換や協議を行う。	年1回、代表者会議(35機関)を開催した。	継続		引き続き、年1回、代表者会議(34機関)を開催する。	こども未来局児童相談所
基本 施策3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実	1	事業所向け男女共同参画支援講座の開催	再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	2	事業所等への情報提供サイトの運営	再掲	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、先進事業所の取組事例や取組の参考となる情報をホームページを活用して提供する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	3	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施		公務員倫理に関する研修において、セクハラ防止等の研修を行う。	・基本研修 全階層別職員研修で実施。 ・特別研修 公務員倫理指導者養成講座(所属長を対象) ・公務員倫理研修(全職員を対象(基本研修受講者を除く。))	継続		・基本研修 全階層別職員研修で実施。 ・特別研修 公務員倫理指導者養成講座(所属長を対象) ・公務員倫理研修(全職員を対象(基本研修受講者を除く。))	企画総務局人事課 企画総務局研修センター
	4	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施		中堅教諭等資質向上研修において、セクハラ防止等の研修を実施する。	・実施回数：1回 ・受講者数：177人	継続		・実施回数：1回 ・受講者数：230人程度	教育委員会教育センター
	5	男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
犯基本・施 罪本・策 性暴4 け力 た、女 対売性 策買や の春子 推など ものに 根対 絶す る向性	1	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	再掲	期間中における建物のパープルライトアップを行う。チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	2	子どもの安全対策推進事業		地域における子どもの見守り活動の促進などに取り組む。	・地域学校安全指導員(元警察官10人)による学校巡回指導等 3,451回 ・市民や地域団体等による見守り活動 約9万8千人	継続		・地域学校安全指導員(元警察官10人)による学校巡回指導等 ・市民や地域団体等による見守り活動 約9万8千人	教育委員会健康教育課
	3	安全教育推進事業		学校において、日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害に関する安全教育の推進を図る。	・安全意識啓発マップづくり 141校 ・子どもの安全に係る研修(全幼稚園・学校管理職対象)1回 ・学校安全担当者研修(全幼稚園・学校教職員対象)3回	継続		・安全意識啓発マップづくり 140校 ・子どもの安全に係る研修(全幼稚園・学校管理職対象)1回 ・学校安全担当者研修(全幼稚園・学校教職員対象)3回	教育委員会健康教育課

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
基本 施策 第1 互いの人権を尊重	1	人権啓発事業	再掲	広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業(人権啓発キャンペーン、スポーツ組織と連携した啓発活動等)を実施する。また、市民や企業等への意識啓発のため、パンフレットやポスターを作成・配布する。	(再掲)	継続		(再掲)	市民局人権啓発課
	2	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実		広島市人権教育・啓発推進指針に基づき、いじめの未然防止等に関する教職員の理解を深める研修を実施するとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえ、人権尊重の視点に立つ幼稚園・学校づくりの取組を推進している。また、研究推進校等における実践的な研究成果を普及させることにより、幼稚園・学校における人権教育の充実を図っている。さらに、家庭科、道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての学習を実施している。	学校人権教育推進事業校内研修会を実施した。(幼稚園9園、小学校78校、中学校22校、中等教育学校1校、高等学校3校)家庭科、道徳科など、教育活動全体において、年間を通じて実施した。	継続		引き続き、教職員研修を実施するとともに、家庭科、道徳科など、教育活動全体において、年間を通じて実施する。	教育委員会指導第二課
基本 施策 第2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進	1	男女共同参画推進センターの運営		男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、活動の場の提供等を行う。	年間を通じて主催事業や自主事業を行い、男女共同参画に関する活動及び交流の場を提供した。	継続		引き続き、年間を通じて主催事業や自主事業を行い、男女共同参画に関する活動及び交流の場を提供する。	市民局男女共同参画課
	2	女性のためのなんでも相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	3	男性のためのなんでも相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	4	女性の就労支援相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	5	男女共同参画の基礎講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・女の子といえぱりぼん?～思い込みに気づかせている漫画の世界～ 実施回数:1回 参加者数:14人	継続		実施回数:1回	市民局男女共同参画課
	6	仕事と家庭の両立に関する講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・パパとママの育休カフェ 実施回数:2回 参加者数:27人 ・おやこひろば 実施回数:3回 参加者数:88人 ・ワークライフバランス～パパの家事・育児どうしよるん?～ 実施回数:1回 参加者数:6人	継続		実施回数:6回	市民局男女共同参画課
	7	女性の活躍推進を図るための講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・女性管理職ホッペでトーク座談会 実施回数:1回 参加者数:11人 ・働く女性のためのキャリアアップセミナー 実施回数:2回 参加者数:31人	継続		実施回数:3回	市民局男女共同参画課
	8	女性の就労支援に関する講座の開催	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(再掲)	継続		(再掲)	市民局男女共同参画課
	9	女性の政治参画に関する講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	・日本政治のゆくえー低迷からの脱却を目指してー 実施回数:1回 参加者数:32人 ・G7参加国との比較～「ジェンダー平等」日本の課題～ 実施回数:1回 参加者数:17人	継続		実施回数:2回	市民局男女共同参画課

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成									
基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 （例：開催回数、参加者数、設置箇所数など）	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 （例：開催回数、参加者数、設置箇所数など）	
基本 施策2 設 に お け る 取 組 の 推 進									
	10	男女共同参画推進員の活動支援		男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手として、推進員が行う活動を支援する。	男女共同参画推進員の企画運営講座 ・「自分らしさ」って何だろう？」 実施回数：1回 参加者数：12人 ・「年収の壁」 実施回数：1回 参加者数：25人	継続		実施回数：1回	市民局男女共同参画課
	11	男女共同参画フォーラムの開催		男女共同参画を推進するため、市民を対象とするフォーラム等を開催し、男女共同参画に関する普及啓発を行う。	・男女が共に輝くAI時代への案内ー社会人も親子も学べる未来のアタリマエー 実施回数：1回 参加者数：83人	継続		実施回数：1回	市民局男女共同参画課
基本 施策 の3 広 報 ・ 女 性 共 同 参 画 の 推 進	1	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	（再掲）	継続		（再掲）	市民局男女共同参画課
	2	男女共同参画週間における啓発活動		毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、区役所等での啓発パネル展示や、広島駅南口地下の大型映像表示装置での啓発メッセージの配信など、一般市民に向けた啓発を行う。	・パネル展：4区 ・メッセージ配信：2023年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ	継続		・パネル展：4区 ・メッセージ配信：2024年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ	市民局男女共同参画課
	3	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発ツールを作成し、本市のSNS（LINE、X、Facebook）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	（再掲）	継続		（再掲）	市民局男女共同参画課
基本 施策 4 子 ど も の 頃 か ら の 男 女 共 同 参 画 を 推 進 す る 教 育 の 充 実	1	小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成		啓発用冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配付し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	作成部数：小学生13,500部、中学生13,500部	継続		作成部数：小学生13,500部、中学生13,500部	市民局男女共同参画課
	2	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発ツールを作成し、本市のSNS（LINE、X、Facebook）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	（再掲）	継続		（再掲）	市民局男女共同参画課
	3	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実	再掲	広島市人権教育・啓発推進指針に基づき、いじめの未然防止等に関する教職員の理解を深める研修を実施するとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえ、人権尊重の視点に立つ幼稚園・学校づくりの取組を推進している。また、研究推進校等における実践的な研究成果を普及させることにより、幼稚園・学校における人権教育の充実を図っている。さらに、家庭科、道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての学習を実施している。	（再掲）	継続		（再掲）	教育委員会指導第二課
	4	男女平等教育に関する指導計画の作成		広島市男女共同参画推進条例や学習指導要領を踏まえ、社会科や家庭科、道徳科、特別活動の時間など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導している。	小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の全232校で、社会科や家庭科、道徳科、特別活動の時間など、教育活動全体において、年間を通じて実施した。	継続		引き続き、小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の全231校で、社会科や家庭科、道徳科、特別活動の時間など、教育活動全体において、年間を通じて実施する。	教育委員会指導第二課
	5	電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業		「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に定める基本方針に基づき、性・暴力表現などから青少年を隔離するフィルタリング利用促進のための保護者啓発及び電子メディアを安全に利用するための講習会（ケータイ出前講座）の開催など、家庭・学校・地域・事業者が連携した各種事業を行う。	保護者や地域住民、児童生徒等を対象とした電子メディアに関する講習会を82回開催した。	継続		引き続き、保護者や地域住民、児童生徒等を対象とした電子メディアに関する講習会を80回程度開催。	こども青少年支援部
	6	児童生徒の情報活用能力の育成		児童生徒の発達段階に応じて、必要な知識や技術等を身に付けるための授業を行うとともに、ICTを利活用する上で身に付けておくべき態度や考え方を育成するため、情報モラル教育にも取り組んでいる。	道徳科や総合的な学習の時間等において、年間を通じて実施した。	継続		引き続き、小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の全231校で、道徳科や総合的な学習の時間等において、年間を通じて実施する。	教育委員会指導第二課
	7	性感染症予防事業		性感染症予防のための知識や感染予防策の普及啓発を図る。	・年間約300回実施している無料匿名HIV検査の受検者に対し啓発 ・6月の検査普及週間及び12月の世界エイズデーのイベント等で啓発	拡充	教育委員会と連携して、市立高校への出張授業の実施について検討。	引き続き、R5年度の取組を実施するとともに、教育委員会と連携して、市立高校への出張授業の実施について検討。	健康福祉局健康推進課
	8	思春期保健教育		学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健学習の時間を通じて、発達段階に応じた学習を実施している。	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全213校において年間通して実施した。	継続		引き続き、小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全212校において年間通して実施。	教育委員会健康教育課

14 ページ

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成									
基本 施策	番号	主な取組	再掲	令和5年度 取組の概要	令和5年度実施結果 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	令和6年度実施計画			担当課
						区分	新規、拡充、廃止又は実施なしの場合 その内容又は理由等	令和6年度実施内容 (例：開催回数、参加者数、設置箇所数など)	
発 信 と 実 際 の 協 力 の 推 進 ・ 平 和 の 理 解 の 推 進 ・ 国 の	1	ヒロシマ平和の灯のつどい		WENET主催。核兵器廃絶と世界恒久平和の願いを「平和の灯」に託し、 原爆犠牲者のご冥福を祈る催しと合わせて被爆者の証言を聞く会を開催。 毎年7月31日に実施、女性団体や一般市民のほか、平和記念公園への来訪者も参加。	・7月31日実施 ・参加人数：約150人	継続		7月31日実施予定	市民局男女共同参画課
	2	国際女性デーひろしま		女性団体などからなる「国際女性デーひろしま実行委員会」が主催。毎年 3月8日の「国際女性デー」に合わせ、平和・男女共同参画推進に向けた 講演や展示などを行う。	参加人数：100人	継続		3月実施予定	市民局男女共同参画課